

緑 化 協 定 書

(目 的)

第1条 この協定は、本協定書第3条に定める地域における緑化に関する基準等を協定することにより、緑に包まれた街並みの整った快適な住環境を維持することを目的とし、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法」という。）第20条1項に基づき定めるものとする。

(名 称)

第2条 この協定は、御成台研究学園都市第三地区緑化協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定区域)

第3条 この協定の目的となっている土地の区域（以下「協定区域」という）は別紙で表示した区域とする。

(協定効力)

第4条 この協定は、法による認可を千葉市長から受けた日から起算して1年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法第14条に規定する土地所有者等をいう。）が存することとなったときから効力が発生することとなり、このとき以後において新たに協定区域内に土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達成するため、緑化に関する事項を次の通り定める。

(1) 樹木等の種類

樹木等は協定区域内の緑を豊かにするばかりでなく近隣の環境保全に役立つことが必要であるため、それに適する樹木等を選ぶものとし土地所有者等は、極力次のものから選定し住宅敷地内に植栽するものとする。

1. 生垣に適した樹木

サザンカ、キンモクセイ、マサキ、ウバメガシ、ニッコウヒバ、サワラ、サンゴジュ、ネズミモチ、ピラカンサ、レンギョウ等

2. 花又は葉を楽しめる樹木

ハナミズキ、バラ類、シャクナゲ類、サルスベリ、ヤマブキ、フヨウ、レンギョウ、コブシ、エニシダ類、ウメ、サクラ、ツバキ、サザンカ、モミジ、モクセイ、ツツジ、ジンチョウゲ、アジサイ、クチナシ、サツキ、モクレン、サンゴジュ等

3. 果実が楽しめる樹木

ウメ、カキ、モモ、スモモ、リンゴ、ビワ、ブドウ、クリ、ザクロ、イチジク、ナツメ、アンズ、ナシ、キウイ、グミ、スグリ等

4. 鳥がよってくる樹木

アオキ、ウメモドキ、クチナシ、ナンテン、ヒサカキ、ピラカンサ、マサキ、コブシ、ナナカマド、ヤマボウシ、モッコク、マユミ、トベラ、クロガネモチ、ヤツデ等

5. 景観を良くする樹木

マキ、モッコク、ウバメガシ、ケヤキ、イチヨウ、モチノキ、シイ、タイサンボク、スギ、ヤマモモ、アメリカハナミズキ、マテバシイ、マツ類、カシ類、ヒバ類、シュロ類、カエデ類、カナメモチ、イヌマキ等

(2) 樹木等を植栽する場所

樹木等は各戸の緑化ばかりでなく、地域の環境保全に役立つ場所に植栽するものとし、主として敷地の外周部を優先するものとする。

(3) 植栽する樹種の選定にあたっては近隣の果樹園保護のため次に掲げる

ビャクシン類の樹木は植栽しないものとする。

カイズカイブキ、タマイブキ、クロイブキ、ミヤマビャクシン、ハイビャクシン、ネズミサシ、オオシマハイネズ、ミヤマネズ等

(4) さく等の構造

道路等公共用地に接する部分は生垣又は灌木とさくの組合せ等による開放的なさくとし、隣接境界に設けるさく等については生垣又は高さ1.2メートル以下のさく、透視ブロックその他これに類するもので透視可能なものとする。ただし出入り口、車庫等に用いる部分についてはこの限りでない。

(樹木等の保護及び管理)

第6条

1. 土地所有者等は、緑の環境を保全するために植栽した樹木を良好に保全するよう努めなければならない。
2. 植栽した樹木の病中駆除、施肥、せんてい等の保護及び育成にかかる管理は、その所有者等が自己の責任と負担で行なうものとする。
3. 植栽した樹木が増築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として適正な場所に移植し、枯損した場合には補植するものとする。

(協定有効期間)

- 第7条 この協定の有効期間は、効力の生じた日から10年間とし、期間満了前に土地所有者等の過半数が廃止について申し出をしなかった場合、更に10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第8条

1. この協定の内容を変更しようとするときは、土地所有者等全員の合意により市長の認可を受けるものとする。
2. この協定を廃止しようとするときは、土地所有者等過半数の合意により、市長の認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

- 第9条 土地所有者等はその所有地等を譲渡等する場合、新たに土地の所有者となる者に対し当該協定内容を明らかにするため、この協定写しを譲り渡すものとする。又、この場合においては速やかにその旨本協定書第10条で定める委員会に通知するものとする。

(委員会)

第10条

1. この協定を運営するため委員会を置く。
2. 委員会は土地所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。
3. 委員の任期は1年とする。ただし補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第11条

1. 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

2. 委員長は委員の互選により選出する。また委員長は委員会を代表し、その業務を総括する。

3. 副委員長及び会計は委員の中から委員長が委嘱する。

4. 副委員長は委員長に事故がある時これを代行する。

5. 会計は委員会の経理に関する業務を行なう。

(違反者の措置)

第12条

1. この協定に違反するものがあつた場合は、委員長は委員会の決定に基づきその違反に対して業務の履行又は現状回復の請求その他必要な措置をとることができる。

2. 前項の請求があつた場合においては、当該違反者は速やかにこれにしたがわなければならない。

3. 当該違反者が前項の請求に応じないときは、委員会が違反者にかわつてこれを行ない、要した費用は違反者の負担とする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の認可通知書は委員会が保管し、その写しとこの協定書を土地所有者等全員に配布し、土地所有者等はこれを保管する。

(補則)

第14条 この協定に定めるもののほか委員会の運営組織その他について必要な事項が生じたときは別にこれを定める。